

<学会レポート>

## 第34回日本生命倫理学会年次大会

丸山 英二（神戸大学）

第34回日本生命倫理学会年次大会は2022年11月19日（土）～20日（日）、「ひとに聴き、ひとを見つめる生命倫理」を大会テーマに掲げ、関西学院大学を当番校として開催された。新型コロナウイルスの蔓延下ではあったが、大会長講演、各種シンポジウム、若手優秀賞候補者セッション、若手論文奨励賞受賞者を囲んで、については対面開催とライブ配信とのハイブリッド、それらと一般演題はオンデマンドで配信という会場校のご苦勞が窺える形式での開催となった。

本大会開催に当たっては大会長の土井健司教授（関西学院大学）、副大会長の藤井美和教授（同）、大会事務局長の加納和寛教授（同）をはじめ多数の方々の尽力を得た。

また、総会は大会2日目昼休憩後に対面およびオンラインで行われた。今回の総会では、定例の決算報告、予算案審議、事業報告、委員会報告の他、現在理事会で作業が進められている学会の法人化について、その進捗状況の説明と質疑および意見交換が行われた。

以下、筆者が参加することのできたセッションを中心に本大会の内容を紹介する。繁簡よろしきを得ていない点、あらかじめお詫びしておきたい。

1日目午後の第2セッションのうち、公募シンポジウム（4）「出生前検査がもたらす課題とその対応——NIPT以降」（オーガナイザー：柘植あづみ・明治学院大学）では、「なぜ出生前検査を希望するのか？——『出生前検査に関するアンケート』より」（田中慶子・慶應義塾大学）、「女性におけるNIPTの経験——『出生前検査に関するアンケート』より」（菅野摂子・埼玉大学）、「アジアを中心にした他国の出生前検査の現状とその背景について」（白井千晶・静岡大学）、「出生前検査を差別的に運用しない法制度は可能か：現状の問題点」（齋藤有紀子・北里大学）の報告があった。最後の齋藤報告では、2021年の厚生科学審議会専門委員会の報告書においても、2022年2月の日本医学会出生前検査認証制度等運営委員会の指針においても、3つのトリソミーを検査対象として明記し、検査対象を医学的適応で一律に定めていること、NIPTの制度が墮胎罪と母体保護法の上に積み上げられ優生条項、胎児条項のように機能していることを指摘し、これらについて、女性や障害を社会の管理下に置くものであると批判された。検査対象の限定は、NIPTの適用拡大に歯止めをかけることを目的とする側面が強かったと思われるが、社会による管理の強化という側面があることも否めず、問題の難しさを痛感させた。

1日目午後最後のセッションのうち、公募シンポジウム（5）「再考『ヒト胚と人間の尊厳』（研究目的や着床前診断を含む）」（オーガナイザー：小出泰士・芝浦工業大学）では、「再考『着床前遺伝学的検査は人間の尊厳と両立可能か』（盛永審一郎・小松大学）」、「ヒト胚研究に対する規制と『人間の尊厳』の原理——フランス憲法院の判例に基づく考察」（小林真紀・愛知大学）、「『原則禁止だが例外的に容認』は、倫理的に正しいか」（小出泰士）の3報告があり、その後、パネル・ディスカッションが行われた。理解の悪い筆者は盛永報告について、（理論上、流産率

100%の胚を選別できたとする) 不育症の場合の着床前検査は許容されるという結論になるのかについて質問した。後に盛永先生からいただいたご回答では、許容されうるということだったと理解している。

2日目午前のセッションでは、若手発表奨励賞セッションの4報告を聴いた。その後の理事、評議員、監事、研究開発委員による審査の結果、森田初音(京都大学大学院文学研究科)会員の「多因子遺伝性胚スクリーニング(Polygenic Embryo Screening)における倫理的懸念の分析」が若手発表奨励賞を受賞されることに決まった。

2日目午後には、公募ワークショップ(2)「白衣授与式:通過儀礼とプロフェッショナルリズムのゆくえ」(オーガナイザー:齊尾武郎・フジ虎ノ門整形外科病院、加部一彦・埼玉医科大学)の報告と意見交換を興味深く聞いた後、公募ワークショップ(3)「出自を知る権利——国内外の動向から」(オーガナイザー:小門穂・神戸薬科大学)に参加した。同ワークショップでは、「配偶子ドナーの匿名廃止——米国コロラド州法を中心に」(仙波由加里・お茶の水女子大学)、「A. センのケイパビリティ論を用いた出自を知る権利の保障——思想史の立場から」(西本和見・中京大学)、「韓国の配偶子提供の動向と出自を知る権利の状況について」(洪賢秀・明治学院大学)、「出自を知る権利を中心とする生殖補助医療法の動向について」(柘植あづみ)の報告を聴いた。また、パネル・ディスカッションにおいて、筆者は「JISART [生殖補助医療施設の認証機関。その倫理委員会(現在の委員長は筆者)は、2008年に厚労省生殖補助医療部会2003年報告書に準拠して配偶子提供体外受精のガイドラインを作成し、それに基づいて倫理審査を行い、これまでに110件余の申請が承認され、70人あまりの児が誕生している]では配偶子提供による体外受精を認める要件としてガイドラインにおいて、親が子の幼少時(2~4歳)から、提供によって誕生が得られたこと、ドナー(あなたの誕生を助けた人)は誰か、について子本人に話すことを求めています(親に対する義務づけ——その反射としての子の権利)。倫理委員会では、物心が付かないうちから話し始めることを推奨しています」とのチャット発言をした。

最後に、困難な状況下、現地開催に加えてZoom ウェビナーやオンデマンド配信を用い実り多い大会をご用意下さった土井大会長、藤井副大会長、加納事務局長その他多数のスタッフの方々に改めて感謝して本稿を閉じたいと思う。